

大阪府建設工事電子入札心得

（目 的）

第1条 この心得は大阪府が大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める額以上の工事（以下「特定建設工事」という。）に係る一般競争入札のうち、大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱に規定する特別重点調査を実施する場合は、この心得に定めるもののほか、別に心得を定めるものとする。

（法令等の遵守）

- 第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、特定建設工事に係る一般競争入札に参加するときは、前項のほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札手続にのぞまなければならない。
- 4 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。
- 5 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）、同法施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は工事費内訳書の内容を開示してはならない。

- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札手続の方法等）

第4条 システムを利用できる者は、大阪府の入札参加資格に登録された者又はその代表者から入札参加資格申請、入札・見積権限について委任を受けた者（以下「システム利用者」という。）とする。

- 2 前項で規定するシステム利用者は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第 13 条第1項第1号の電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、大阪府にＩＣカード登録しておかなければならない。

（入札参加資格等）

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令及び大阪府財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を大阪府に提出しなければならない。

- 2 前項の提出があった場合、一部の入札参加資格の有無について、システムにおいて自動審査（以下「自動審査」という。）を実施し、その結果を記載した通知書をシステムにより交付することで当該入札参加者に通知する。

- 3 大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第 20 条第3項に規定する落札候補者（以下「落札候補者」という。）となった者に対しては、開札後に、自動審査を行った項目については事後確認を実施するとともに、それ以外の入札参加資格に関する項目については事後審査（以下、事後確認と事後審査を併せて「事後審査等」という。）を実施するため、落札候補者は、事後審査等に必要な書類を指定した日時までに提出しなければならない。なお、事後審査等に必要な書類を提出しない落札候補者が、その意思を明示した書類を提出した場合はこの限りでない。

- 4 大阪府は、事後審査等に当たって、必要に応じ、落札候補者の営業所の実態について、現地で調査（以下「営業所の現地調査」という。）を行う。落札候補者は、求めがあったときには、営業所の現地調査に立会い、当該調査に協力しなければならない。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
- (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（低入札価格調査資料の提出等）

第6条 低入札価格調査制度を適用する工事において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者は、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日時までに提出しなければならない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査

制度実施要綱（建設工事版）（以下「低入札要綱」という。）第3条第2項の規定により入札書が無効となった者はこの限りではない。

2 調査資料は、設計図書等の規定に従って作成しなければならない。

（入札保証金等）

第7条 入札保証金は、大阪府財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

（入札書等の提出）

第8条 自動審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

3 入札参加者は、入札書の提出に際して当該入札金額の根拠となる工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を提出しなければならない。ただし、第15条の2に規定する再度の入札の場合は、この限りではない。

（入札参加の辞退等）

第9条 要綱第8条第3項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）は、第5条第1項に規定する公告等で明示する入札参加資格に関する確認の申請（以下「入札参加申請」という。）を行うことができる期間中は、入札参加の辞退又は入札参加申請の取下げを行うことができる。

2 有資格者は、入札参加申請を行うことができる期間の終了後も入札書を提出するまでの間は、入札参加を辞退することができる。

3 有資格者は、前2項に規定する入札参加の辞退又は入札参加申請の取下げを行う場合は、システムにおいてその意思を明示しなければならない。ただし、一旦、入札参加の辞退又は入札参加申請の取下げの意思を示した場合は、それを撤回することができない。

4 入札参加を辞退した者は、入札参加申請を行うことができる期間中であっても当該入札案件に再度申請することはできない。ただし、入札参加申請の取下げを行った場合については、再度の申請を行うことができる。

- 5 入札参加の辞退又は入札参加申請の取下げを行った者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第 10 条 入札参加者は、システムにより提出した入札書について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札方式の変更及び入札執行の取り止め等）

第 11 条 大阪府がやむを得ない事由により入札執行を継続することが困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札に変更することがある。その際にはこの心得は適用せず、改めて別に定める心得に基づき入札を行うこととする。

2 入札参加者が第 2 条又は第 3 条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札執行を延期し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札執行を取り止めることがある。

3 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開 札）

第 12 条 開札は、指定した日時に行い、開札の結果をシステムにより公表する。ただし、公正入札調査を行う場合等、必要があると認める場合は公開しないことがある。

（入札書の無効）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第 5 条第 5 項各号のいずれかに該当する者が提出した入札書
- (2) 所定の日時又は所定の場所に提出しない者が提出した入札書
- (3) 入札手続に関する権限を委任されていない代理人が提出した入札書
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札書
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札書
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

- (9) 談合その他不正行為により入札手続を行ったと認められる者が提出した入札書
- (10) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札書
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねてした者が提出した入札書
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人をした者が提出した入札書
- (13) システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により提出した入札書
- (14) 工事費内訳書を提出しない者が提出した入札書（第8条第3項ただし書の場合を除く。）
- (15) 提出された工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならないとした入札において、異なる価格で提出した入札書
- (16) 提出された工事費内訳書に記載された純工事費の額を下回らない入札額でなければならないとした入札において、純工事費の額を下回る価格で提出した入札書
- (17) 事後審査等に必要な書類を指定した日時までに提出しない者が提出した入札書
- (18) 配置予定技術者の確認に必要な書類の原本照合を参加資格要件とした入札で照合ができない者が提出した入札書
- (19) 営業所の現地調査に協力しない者が提出した入札書
- (20) 営業所の現地調査の結果、営業所としての実態が確認できない者が提出した入札書
- (21) 低入札価格調査制度を採用した入札において、第6条第1項に基づき調査資料を提出しなければならないにもかかわらず、当該調査資料を提出しなかった者が提出した入札書（ただし、低入札要綱第2条第8号に規定する意向確認設定案件において、低入札要綱第2条第7号に規定する意向確認書（以下「意向確認書」という。）により提出の意思を示した者が調査資料を提出しなかった場合を除く。）
- (22) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

（失 格）

第14条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札で、次の各号のいずれかに該当すると認められる入札書を提出した者
 - ① 大阪府の積算に計上している項目が見積られていない等必要な費用が計上されていない場合
 - ② 積算方法の説明ができない場合
 - ③ 下請け見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
 - ④ 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 意向確認書において調査資料を提出する意思を示したにもかかわらず、指定した日時までにこれを提出しなかった者
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合
 - ⑦ 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると判断された場合
 - ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、部局長等が要領等により別に定めた低入札価格調査

に係る失格の基準に該当する場合

- (2) 低入札価格調査制度を採用し、かつ、失格基準価格を設定した入札において、失格基準価格未満の価格の入札書を提出した者
- (3) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の価格の入札書を提出した者
- (4) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者
 - ② 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「電子入札公告」に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。）
 - ③ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
 - ④ 堺市からの受託事業であることを第 5 条第 1 項に規定する公告において明示している入札（以下「堺市受託事業の入札」という。）において、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けた者
 - ⑤ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者、同規則第 3 条第 1 項各号のいずれか又は同条第 2 項に該当したと認められる者
 - ⑥ 堺市受託事業の入札において、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外を受けた者
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

（落札者の決定）

第 15 条 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者（総合評価落札方式を採用した入札においては、予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者のうち、評価値の最も高い者（詳細は入札説明書による））を落札候補者とし、その者に対する事後審査等の結果、資格があると確認された者を、落札者とする。ただし、次の各号に掲げる入札にあっては、当該各号に定めるものを落札候補者とする。

- (1) 最低制限価格制度を採用した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低の価格をもって入札書を提出した者
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札にあっては、次に定める者
 - ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者の価格が、低入札価格調査基準価格以上の場合は、その価格をもって入札書を提出した者
 - ② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者の価格が、低入札価格調査基準価格未満の場合は、その価格をもって入札書を提出した者で、前条第 2 号に該当しない入札書を提出した者

2 落札候補者となり得る者が 2 者以上あるときは、当該者が入札書と同時に提出したくじ入

力番号に従い、電子くじシステムにより落札候補者を決定する。

- 3 落札候補者となった者の入札が無効となった場合、又はその者が失格となった場合は、次順位の者を落札候補者とする。
- 4 落札者が入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額を落札金額とする。なお、落札金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

（再度の入札）

第15条の2 再度の入札（地方自治法施行令第167条の8第4項に規定する再度の入札、及び低入札価格調査制度を採用し、失格基準価格を設定した場合において、予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格の入札がないときに行う再度の入札をいう。以下同じ。）を実施する場合は、再度の入札を実施する旨、再度の入札の入札書の提出期間、再度の入札の開札日及び当初入札（開札の結果、再度の入札を行うこととなった当初に行った入札をいう。以下同じ。）における予定価格を超える入札金額のうち最も低い入札金額を、システムにより入札参加者に通知する。なお、次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 当初入札において入札参加を辞退した者又は入札書を提出しなかった有資格者
- (2) 当初入札において第14条第2号又は第3号に該当した者

2 再度の入札は1回限りとする。

（契約保証金等）

第16条 落札者は、落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

（契約書の締結等）

第17条 契約を締結する場合は、落札者は、大阪府電子契約実施要領（以下「電子契約要領」という。）第2条第1号に規定する電子契約の場合は電子契約要領第2条第2号に規定する電子署名を行い、又は書面による契約書の場合は記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内（休日等を除く。）に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を

得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 14 条第 4 号①から④までのいずれかに該当した場合、又は契約締結時に大阪府が示した要件を満たす「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 14 条第 4 号⑤又は⑥に該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 前 3 項の規定により契約を締結しないときは、第 7 条第 2 項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

（議会の議決を要する契約の特約事項）

第 18 条 議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例（昭和 39 年大阪府条例第 13 号）第 1 条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となるものである。

- 2 落札決定の日から本契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 14 条第 4 号①から④までのいずれかに該当した場合、又は契約締結時に大阪府が示した要件を満たす「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。
- 3 落札決定の日から本契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 14 条第 4 号⑤又は⑥に該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うものとする。
- 4 前 2 項の規定により仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、第 7 条第 2 項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

（異議の申出）

第 19 条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明等を理由として異議を申し出ることとはできない。ただし、建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱に基づく質疑については、この限りではない。

（苦情処理）

第 20 条 入札参加者は、特定建設工事に係る一般競争入札については、入札手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（その他）

第 21 条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

(制定 平成 29 年 4 月 1 日)

(制定 令和元年 8 月 2 6 日)

(制定 令和 2 年 1 2 月 2 5 日)

(制定 令和 6 年 4 月 1 日)

(制定 令和 7 年 1 月 6 日)